

令和5年度会計年度任用職員候補者を募集

町では、会計年度任用職員として働きたいという方を募集しています。希望者は会計年度任用職員候補者名簿への登録が必要です。意欲・興味のある方からの申し込みをお待ちしています。



■会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき、1会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員で、守秘義務や職務専念義務、政治的行為の制限などの服務に関する規定が適用され、懲戒処分などの対象にもなります。業務内容の詳細については面接時に説明します。

※ 会計年度任用職員から正規職員への登用制度はありません。

■会計年度任用職員候補者登録制度とは

会計年度任用職員として勤務を希望する方に、あらかじめ登録をしていただき、登録者の中から条件に合う方に連絡し、面接した上で採用する制度です。なお、登録によって採用を約束するものではありません。

■任用までの流れ

- ① 「会計年度任用職員登録申請書」を提出
 - ※ 提出した「会計年度任用職員登録申請書」は、会計年度任用職員候補者名簿に年度内登録されます。
- ② 申請書から条件に合う方を書類選考
- ③ 担当課より、候補者に連絡
- ④ 面接選考と勤務条件などの説明
- ⑤ 採用決定
 - ※ 登録有効期間内に任用が決まらない場合は、申し込みが失効しますので、再度の申し込みが必要です。



■登録有効期間 令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

■任用期間 令和5年度内で必要とする期間(勤務成績が良好な場合に限り、再度任用される場合があります)

■登録要件

- ▽地方公務員法第16条各号に規定する欠格条項に該当しない方
- ▽登録申込日現在において満18歳以上の方
- ▽登録を希望する職種の資格免許などを有している方
- ▽職務に支障のない良好な健康状態である方

■登録方法 町指定の「会計年度任用職員登録申請書」に必要事項を記入の上、本人が直接提出してください。

- ※ 受付時間:平日の午前8時30分～午後5時15分(土曜日・日曜日・祝日は受け付けしていません)
- ※ 郵送では受け付けしていませんので、必ず持参してください。資格などを必要とする職種については、その職種に必要な免許状・資格証などの写しを添付してください。登録申請書は、総務課人事秘書係にあります。町ホームページからダウンロードすることもできます。

■申込期限 1月20日(金)(申込期限後も随時受け付けますが、期限までに申し込みされた方を優先します)



▲町ホームページ

■勤務時間など

勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間で1日7時間30分以内の勤務ですが、任用理由や勤務場所により始業時間や就業時間、休憩時間が異なります。また、時間外勤務や休日勤務を命じる場合もあります。勤務日数は、週4日から週5日が基本ですが、配属される職場によって異なります。

